

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 福島県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月十六日

福島県教育委員会規則第三号

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年福島県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

福島県教育委員会

別表中

教頭	教諭 養護教諭 栄養教諭 学校事務職員 学校 栄養職員	校長
臨時の任用職員	教頭	

を

副校長 教頭	主幹教諭 教諭 栄養教諭 職員 学校栄養	臨時の任用職員
--------	----------------------	---------

校長	養護教諭 学校事務職員	副校長又は教頭
副校長又は教頭		

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（義務教育課）

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立橋高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島県立福島西高等学校の項中

立福島西高等学校の項中

数理科学科

一一〇人

を

数理科学科

八〇人

に改め、同表福島県立福島北高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立保原高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立安積黎明高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島県立湖南高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立岩瀬農業高等学校の項中

「生物工学科」を「五六〇人」に改め、同表福島県立岩瀬農業高等学校の項中

ヒューマン	サイバニクス	生物工学科
-------	--------	-------

八〇人
四〇人

を

ヒューマン サービス科
一一〇人

に、

アグリビジ ネス科	八〇
生産情報科	四〇

人	人
---	---

を

アグリビジ ネス科
一一〇人

に改め、同表福島県立白河高等学校の項中

「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校の項中

経営ビジネ スコ	情報マネジ メント科
-------------	---------------

一一〇人	一一〇人
------	------

を

経営ビジネ スコ	八〇人
情報マネジ メント科	八〇人
情報ビジネ スコ	四〇人

に改め、同表福島県立会津高

等学校の項中「八四〇人」を「八〇〇人」に改め、同表福島県立若松商業高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項中「三二〇

人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立猪苗代高等学校の項中

観光ビジネ スコ	国際観光科
-------------	-------

八〇人

四〇人

を

観光ビジネ スコ	一一〇人
-------------	------

に改め、同表福島県立西会津高等学

校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立川口高等学校の項中「二二〇人」を「一八〇人」に改め、同表福島県立田島高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立磐城高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、

同表福島県立平工業高等学校の項中「二四〇人」を「二六〇人」に、

電子科	土木科	情報技術科
-----	-----	-------

一一〇人	一一〇人	一一〇人
------	------	------

を

電子科	八〇人
土木科	八〇人
情報技術科	八〇人
機械工学科	八〇人
電気工学科	八〇人
制御工学科	四〇人
土木環境工 学科	四〇人
情報工学科	四〇人

に改め、同表福島県立いわき総

合高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立湯本高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立小名浜高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立勿来工業高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立ふたば未来学園高等学校の項中「四七二人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立相馬高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県

工業化学科

立小高産業技術高等学校の項中「二〇〇人」を「二四〇人」に、

産業革新料 (環境化学 コース)	
産業革新料 (電子制御 コース)	

四〇人	四〇人	四〇人
-----	-----	-----

を

産業革新料 (環境化学 コース)	六〇人
産業革新料 (電子制御 コース)	六〇人

に、「二〇〇人」を「四〇〇人」に、「八

〇人」を「四〇〇人」に改める。

別表第二福島県立小野高等学校平田校の項中「八〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立相馬農業高等学校飯館校の項中「二二〇人」を「八〇〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県教育委員会訓令第1号

教 育 庁
県 立 学 校

福島県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年二月十六日

福島県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

福島県立学校職員の人事評価に関する規程(平成二十八年福島県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

教 頭

校 長

副 校 長 教 頭

別表中

教諭 養護教諭 実習助手 寄宿舎指導員	教頭
臨時的任用職員	教頭

を

主幹教諭 教諭 実習助手 指導員	臨時的任用職員
---------------------------	---------

に改める。

校長	副校長又は教頭	副校長又は教頭 養護教諭 寄宿舎指導員
副校長又は教頭		

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(高校教育課)